

参 考 資 料

令 和 6 年 6 月

市 議 会 定 例 会

目 次

内 容		頁
議案第 37 号関係	寝屋川市税条例の一部改正	1
議案第 38 号関係	寝屋川市立寝屋川市駅前図書館条例の廃止	8
議案第 44 号関係	工事請負契約の変更	9

寝屋川市税条例の一部改正

1 改正理由

『地方税法』の改正に伴い、固定資産税等（固定資産税及び都市計画税）について「課税標準の特例措置（わがまち特例）」を行う等のため、一部改正を行う。

2 主な改正内容

(1) 市民税

ア 公益信託の見直しに伴う規定の整備（第24条の2、附則第5条の2関係）

公益信託の見直しに伴う所得税法の規定の見直しに伴い、寄附金税額控除に係る規定を整備する。

(2) 固定資産税等

ア 固定資産税等の課税標準について条例で定める割合（附則第14条関係）

(ア) バイオマス発電設備のうち、出力が 10,000kW 以上 20,000kW 未満の発電設備で一般木質・農作物残さ区分に該当するものについて、課税標準の特例措置を定める。

(イ) 都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が、当該事業により整備した一定の固定資産について、課税標準の特例措置を定める。

(3) その他、『地方税法』の改正に伴う固定資産税等に関する規定の整備を行う。

(4) 附則

ア 施行期日

一部の規定を除き*、公布の日

〔 * (1) = 公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日
(3) (一部) = 令和7年4月1日 〕

イ 経過措置

『地方税法』の改正に係る経過措置の例に倣い、市民税及び固定資産税等に関する経過措置を定める。

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市税条例

No.1

改 正 案	現 行
(寄附金税額控除) 第24条の2 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次の各号に掲げる寄附金_____を支出した場合には、同項に規定すると ころにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第22条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとす る。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超え るときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額と する。 (1)～(8) (略) (9) <u>所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託</u> <u>財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に</u> <u>関連する寄附金</u> (10) (略) 2 (略) 第64条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の 固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健 康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育 の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を	(寄附金税額控除) 第24条の2 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次の各号に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定すると ころにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第22条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとす る。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超え るときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額と する。 (1)～(8) (略) (9) <u>所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財</u> <u>産とするために支出した金銭</u> (10) (略) 2 (略) 第64条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の 固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健 康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育 の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を

改正案	現行
受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第152条第5項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、施行令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合には当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させている	受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、施行令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合には当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させている

改正案	現行
ことを証明する書面を添付して、市長に提出しなければなら ない。 (1)～(6) (略) 附 則 (削る) (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第14条 (略) 2～13 (略) 14 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に 規定する条例で定める割合は、7分の6とする。 15～23 (略)	ことを証明する書面を添付して、市長に提出しなければなら ない。 (1)～(6) (略) 附 則 (公益法人等に係る市民税の課税の特例) 第5条の2 当分の間、租税特別措置法(昭和32年法律第26号) 第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで及び第11項(同 条第12項において準用する場合を含む。以下この条において 同じ。)の規定によりのみならず適用する場合を含む。)の規定の 適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条 第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法 人等とみなされる法人を含む。)を同条第3項に規定する贈与 又は遺贈を行った個人とみなして、施行令附則第3条の2の 3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同法 第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る 財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡 所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課す る。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第14条 (略) 2～13 (略) (新設) 14～22 (略)

改 正 案	現 行
24 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 25～28 (略) (読替規定) 第32条 (略) 2 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第133条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。 附 則 (施行期日) 第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1) 第64条の改正規定 令和7年4月1日 (2) 第24条の2第1項の改正規定、附則第5条の2を削る改正規定及び次条の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日（市民税に関する経過措置） 第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条	(新設) 23～26 (略) (読替規定) 第32条 (略) 2 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第34項まで、第37項、第42項若しくは第45項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第133条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

改 正 案	現 行
第2号に掲げる規定による改正後の寝屋川市税条例第24条の2第1項（第9号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第9号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）とする。（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置） 第3条 この条例による改正後の寝屋川市税条例の規定中固定資産税又は都市計画税に関する部分は、令和6年度以後の年度の固定資産税又は都市計画税について適用し、令和5年度分までの固定資産税又は都市計画税については、なお従前の例による。	

(議案第 38 号関係)

寝屋川市立寝屋川市駅前図書館条例の廃止

1 廃止理由

(仮称) こども専用図書館の整備に伴い、令和 6 年 12 月 31 日限りで、寝屋川市立寝屋川市駅前図書館を廃止するため、本条例を廃止する。

2 附則

施行期日 令和 7 年 1 月 1 日

〔根拠法令〕

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号

(議案第 44 号関係)

工 事 請 負 契 約 の 変 更

工 事 名 都市計画道路対馬江大利線 大利橋外1橋 橋梁工事(2期)

変更事項

工 期

変 更 前 完 成 令和6年7月31日

変 更 後 完 成 令和7年1月31日

※ 理 由

橋台工事の鋼管杭について、令和6年能登半島地震の影響により鋼管の調達が遅れ、当初予定していた渇水期間内では河川内工事が完了できず、次期渇水期間内での工事が必要となったことから、当該橋梁工事の施工計画を変更する必要を生じたため。

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第5号

寝屋川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条

